

〔論 文〕

非関税措置の影響に関する検討

李 兌 賢

I はじめに

第二次世界大戦後、保護主義的な貿易政策が大戦の一因になった反省を踏まえて、自由貿易体制が構築されてきた。また多くの国家がこの自由貿易体制に賛同し、かつ、その利益を享受してきた。この自由貿易体制の構築は、「関税及び貿易に関する一般協定 (GATT: General Agreement on Tariffs and Trade, 以下, GATT)」及び、「世界貿易機関 (WTO: World Trade Organization, 以下, WTO)」によるところが大きいことは周知の事実である。

ところが、近年、この自由貿易の体制を脅かす各国の政策が、特に2008年の世界金融危機以降、目立つようになってきている。それは、隠された保護貿易主義政策である非関税措置 (NTMs: Non-Tariff Measures) である。非関税措置とは、輸入関税以外にも貿易の取引数量や価格に影響を及ぼす可能性のある政策措置の総称である。

自由貿易体制の例外的措置として認められる非関税措置が多く国によって乱発される事態は、自由貿易体制を骨抜きのものとし、その根幹を揺るがすことにもなりえる。

本稿では、このような問題意識のもと、非関税措置の定義及び分類を整理し、更には主要な非関税措置の実態を明らかにすることを目的として分析を進めていきたい。本稿は以下、次の順で議論を進めていくこととする。Ⅱ節では非関税措置が経済に及ぼす影響を取り扱った先行研究の整理を行う。Ⅲ節では非関税障壁の概念と分類について整理する。Ⅳ節では主だった非関税措置がどのように利用されているかの実態を概観する。Ⅴ節では本稿の整理と今後の展望について触れる。

Ⅱ 非関税措置が経済に及ぼす影響

1947年のGATT発足後、自由貿易の下で世界経済は成長を続けてきた。70年代から80年代までの保護貿易主義 (trade protectionism) による経済低迷も、ウルグアイ・ラウンドで設立に至ったWTOによって緩和され、2000年代までは自由貿易協定 (FTA: Free Trade Agreement, 以下, FTA) の増加に伴い、関税率も次第に低くなっている。この点、多くの先進国が表面的には関税率を低くし、自由貿易を指向しているようにもみえる。

しかし、2008年の世界金融危機以降、世界経済の低成長の長期化により、各国は自国産業と雇用保護のために、非関税措置を活用することで、隠された保護貿易主義政策を強化している。従って、様々な形態の非関税障壁が、保護貿易政策の手段として重要な位置を占めることになり、各国が非関税措置を中心として保護貿易を推進しているのが実情である。

WTOは、原則として貿易規制のための非関税措置の活用を禁止しているが、国民の安全確保、環境保護などの理由がある場合は非関税措置を許可している。WTOによると、非関税措置の代表的な例として取り上げることができる、SPS協定 (衛生植物検疫措置の適用に関する協定: Agreement on the

Application of Sanitary and Phytosanitary Measures, 以下, SPS協定) 及び, TBT協定 (貿易の技術的障壁に関する協定: Agreement on Technical Barriers to Trade, 以下, TBT協定) の通報件数は1990年代から現在まで大きく増加している。

非関税障壁の増加に伴い, その重要性が浮き彫りになり, 様々な目的と分析方法によって非関税障壁に関する研究が行われてきている。特に, 非関税措置がもたらす経済的影響についての多様な研究が存在する。これらの研究の特徴は, 非関税措置を単に障壁の次元として理解するのではなく, 標準や消費者厚生を増加させることができる機能的規制という側面を考慮した研究が多い。また, 非関税措置に関連して国際的協力の重要性を強調した論文も主流になっている。

貿易に対する非関税措置の否定的な影響は, SPSを対象とした分析が多いが, Shepherd (2007) 及び, Fontagné et al. (2015) は, SPSなどの非関税措置が製品の多様性 (product diversity) に悪影響を及ぼすことを明らかにした。それは特に農業において顕著であったことも明らかにしている。

Disdier, Fontagné and Mimouni (2008) は, SPSが農業貿易に悪影響を及ぼすという分析結果を示した。Ederington (2001), Staiger and Sykes (2011), Staiger (2012), Ederington and Ruta (2016) は, 非関税措置が国際貿易に悪影響を与えないようにするには, 国際協力が必要であることを指摘している。

非関税措置が貿易に与える影響に関しても, 実証分析の結果が混在している。Essaji (2008) は, 開発途上国の対米輸出への影響を分析したが, 貿易技術障壁の強度 (severity) が高い産業ほど輸出が著しく減少するという研究結果を導き出した。Cadot et al. (2015a) は, 65か国の非関税措置と貿易データを用いて, 非関税措置のレベル (incidence) と非関税措置の強度を比較した。頻度指数と範囲で表す非関税措置のレベルはアルゼンチンを除く, ラテンアメリカ諸国とアセアン加盟国であるカンボジアとインドネシアが低いことが判明したのに対し, アフリカ諸国とEUは頻度指数と範囲比率が比較的高いことが明らかになった。上記の研究は, 非関税措置の強度を関税相当値 (Ad Valorem Equivalent) で計測し, 国別・産業別に比較分析している。一方, Cadot et al. (2015b) は, UNCTADのデータを用いて, 規制距離指数 (regulatory distance indicator) を開発し, 国家間の規制が異なる程度を計測し, これを地域統合の指標として提案した。しかし, まだ構築過程にある同データにアジアなどの国は含まれていない。

Evelyn Shyamala Devadason & Santha Chenayah, (2014) は, ASEAN 8か国の対中国輸出で中国のTBT措置に直面している製品の割合は, 農産物10.47%, 工業産品7.38%で, 全産業基準では9.45%であることを推定し, 重力モデルを用いて, 中国TBT措置に直面している商品の割合と輸出量との関係を分析した。

Xiaohua Bao & Larry Dongxiao Qiu, (2012) は1995年から2008年の間にWTO加盟国がTBTに通知した内容に基づき, 重力モデル (Gravity Model) を使用して, TBTが貿易に及ぼす影響について分析した。分析の結果, 一国のTBT措置は新規の輸出企業にとっては, コストの増加に伴い, 競争力の低下を引き起こし, 輸出機会を減少させているが, 既に市場に参入している既存企業は, 市場での競争緩和と認証された製品に対する信頼の確保により, むしろ輸出が増加したことを明らかにした。さらに, 発展途上国のTBTは, 先進国の輸出には影響を及ぼしていないが, 先進国のTBTは, 発展途上国の輸出に影響を及ぼすと分析した。その理由としては, 先進国のTBT水準は高く, 発展途上国の技術は低いことに起因する。

Bao (2014) は, 1998年から2006年の間に, 中国の非関税障壁の製品を対象に, 重力モデルを利用してTBTが中国の輸入に及ぼす影響を実証分析した。分析結果, 中国のTBTは中国の潜在的な貿易相手国からは輸入を大幅に減少させる可能性があるが, 既存貿易相手国からの貿易額を増加させ, 貿易規模の安定化に寄与したことを明らかにした。また, 上記と同じデータを用いて産業別にも区別して分析したが, TBTにより, 農産物の貿易は減少したが, 製造業の貿易は増加したことを明らかにした。TBTは農

Mar. 2023

非関税措置の影響に関する検討

業には負担を与えているが、製造業には品質向上と信頼向上により競争力を強化する機会になると主張した。

非関税措置は、関税とは異なり、計量化が難しく明確な測定が困難である。また、差別的にも作用するため、非関税措置の中で、非関税障壁を証明することは容易ではない。世界経済が困難になると、世界各国は自国の産業を保護しようとし、WTO規制上、許容可能な非関税措置を新たな非関税障壁として活用することになる可能性が高い。

次節では、WTO及び、UNCTAD (United Nations Conference on Trade and Development : 国際連合貿易開発会議, 以下、UNCTAD) などの国際機関の資料を用いて、非関税措置の定義と分類体系を整理し、更に非関税措置の現状を検討する。

Ⅲ 非関税障壁の概念と分類

関税は、もっとも単純な貿易政策であるが、非関税障壁は、関税以外の方法で貿易を阻害する要因を指しており、多種多様である。

Baldwin (1970) は、非関税障壁を、国際的に取引される物品、及びサービス、またはそれらの生産に使用される資源の分配を歪曲し、国際貿易厚生を減少させる「非関税歪曲 (Non-tariff distortion)」と表現している。また、Deardorff & Stern (1997) は、非関税障壁を、輸出自主制限などで、よく知られている貿易歪みの措置だけでなく、国際貿易の価格または輸入量に間接的に変化を及ぼす、全ての措置が含まれていると定義している。

UNCTADなどの国際機関では、障壁 (Barriers) や歪曲 (Distortion) という表現より、「非関税措置 (NTMs)」の方が一般的に用いられているが、関税以外の方法で、国家間で取引される物品量や価格、あるいは両方に変化を起こし、国際貿易に、経済的損害を及ぼす可能性を持つ全ての措置として定義している。

そして、非関税措置のうち、輸入に対して数量制限・輸入課徴金、輸入の時に煩雑な手続きや検査を要求するなど、保護主義的な目的を持つ措置を「非関税障壁 (NTBs: Non-Tariff Barriers)」として区分している。

2009年、UNCTADは非関税措置を大きく輸出措置と輸入措置に大別し、輸入措置は技術措置 (Technical measures) と非技術措置 (Non-technical measures) に区分した。そして、技術措置を衛生検疫措置 (SPS)、貿易技術障壁 (TBT)、出荷前検査及び各種通関手続きに分類し、非技術措置を価格統制措置、数量制限措置、各種類似関税措置、金融措置、投資措置、政府調達制限、原産地規定、知的財産権などに分類した。新たな分類体系の特徴は、TBT、SPSなど技術措置の重要性を反映し、非関税措置を技術措置と非技術措置に区分した点である。また、過去に分類体系に含まれていなかったが、最近、通商問題で急浮上している知的財産権、原産地規定なども新たに非関税措置に反映している。

一方、OECD (2001) は、「非関税障壁 (NTBs)」はWTO規定に違反する手段として作用しているが、「非関税措置 (NTMs)」は、貿易制限効果をもたらす手段であると、両方の定義を区別している。

正式に合意された定義はないが、「非関税障壁」とは、取引される製品の数量または価格などを変化させ、潜在的に国際貿易に悪影響を及ぼす政策措置を意味している。なお、その状態や性格は非常に複雑であり、その概念を統一的に規定することは困難である。

本稿では、非関税措置による潜在的な被害の可能性を考慮し、「措置」と「障壁」を同様の概念として使用する。

UNCTADは非関税措置の新しい定義と分類方法について研究し、WTOを含むいくつかの国際機関

(MAST)¹⁾と非関税措置をその性質により分類している。非関税措置をAからPまで16種類に大分類しており、さらに小分けを設けている(表1)。

非関税措置は、輸出と輸入に分かれているが、輸出はP類(輸出関連措置)のみである。輸入は15の類(A類～O類)があり、これらは技術的措置と非技術的措置に大別されている。A類からC類が技術的措置で、SPS・TBT、出荷前検査及びその他の手続きなどが該当する。D類からO類が非技術的措置で、アンチダンピング措置、相関関税、及びセーフガード措置などが該当する偶発的な貿易保護措置、輸入数量制限、金融措置などがある。

最も代表的に知られている非関税措置はSPS、TBT、アンチダンピング²⁾などがあるが、非関税措置の範囲は貿易と直接関連していない領域まで徐々に拡大している。この点、以下では、もっとも主要な措置について述べる。

A類は、一般にWTO・SPS協定に関する非関税措置である。同協定は、食品衛生検疫のための一般的な国際基準の乱用を防止することを目的としているが、食品や植物などの検疫方法に加え、製品企画、生産方法、リスク評価方法など、食品の安全確保、動植物の健康にかかわる対策が該当する。

B類は、WTO/TBT協定にかかわる非関税措置である。これは、ラベル表示、技術仕様および品質要求などに関する基準、および環境を保護する為の措置である。SPS協定と同様に、B類には、技術要求に関連するすべての適合性評価も含まれている。

C類は、船積み前検査に関する協定に関わる措置と、積送基準、輸入管理・監視などの通関手続きに関連する措置が含まれる。D類は、偶発的な貿易保護措置である。これには、アンチダンピング措置、相関関税、及びセーフガード措置などが該当する。E類は、輸入数量規制に関する措置である。これは、輸入ライセンス、輸入数量割当、輸入禁止、輸入水量背資源措置などが含まれている。F類は、輸入製品の価

表1 UNCTADによる非関税措置 (NTMs) の分類

技術的措置 (Technical measures)	A	衛生食品医薬品検疫 (Sanitary and phytosanitary measures)
	B	貿易の技術的障壁 (Technical barriers to trade)
	C	出荷前検査及びその他の手続き (Pre-shipment inspection and other formalities)
非技術的措置 (Non-technical measures)	D	偶発的な貿易保護措置 (Contingent trade-protective measures)
	E	非自動輸入強化、輸入数量割当、輸入禁止、輸入数量制限措置 及びその他の措置 (SPS・TBTに関連する措置を除く) (Non-automatic import licensing, quotas, prohibitions, quantity-control measures and other restrictions not including sanitary and phytosanitary measures or measures relating to technical barriers to trade)
	F	追加的な租税と手数料を含む価格統制措置 (Price-control measures, including additional taxes and charges)
	G	金融措置 (Finance measures)
	H	競争に影響を与える措置 (Measures affecting competition)
	I	貿易関連投資措置 (Trade-related investment measures)
	J	流通に関連する制限 (Distribution restrictions)
	K	販売後のサービスの制限 (Restrictions on post-sales services)
	L	補助金及びその他の形態を支援 (Subsidies and other forms of support)
	M	政府調達への制限 (Government procurement restrictions)
	N	知的資産 (Intellectual property)
	O	原産地規則 (Rules of origin)
	輸出 (Exports)	P

UNCTAD (2019), International Classification of Non-tariff Measures-2019 version, p.vii.

格制御に関する措置である。例えば、最低輸入価格、参考価格、季節的輸入関税である。G類は、金融に関わる措置であるが、外国為替、支払条件を制限する措置などが含まれている。H類は、競争に影響を与える措置であるが、排他的または特別な優先権及び、特権を付与する措置が含まれている。I類は、貿易関連の投資措置を扱い、輸入を均衡させるために、現地調達を要求するか、または投資を輸出に関連させることを要求することによって投資を制限する措置が含まれている。J類とK類は、輸入製品の流通に関することや、販売後のサービスに関する制限を扱っている。L類には、貿易に影響を与える補助金に関連する措置が含まれている。その他、政府調達の制限、知的財産の措置と権利に関する制限、原産地規則、輸出関連措置などがある³⁾。

IV 主要な非関税措置の現状

WTOの成立とFTAなどの自由貿易協定の増加により、世界平均実行関税率は、1998年10.51%、2008年7.13%、2019年7.78%水準⁴⁾で、従来の貿易障壁として機能していた関税障壁は大幅に低下したが、世界経済は活性化していない。低下した関税障壁に置き換えTBT・SPSなどの非関税措置が実質的な貿易障壁として浮上している。主な非関税措置の中でも、TBT及び、SPSは、他の措置に比べてみると毎年増加している⁵⁾(表2)。

TBT通報件数は2012年から2,000件以上に増大し、2018年からは、3,000件以上に急増している。TBTは、各国が定める製品の規格や基準が、貿易の障害となることを防ぐために定められた協定⁶⁾で、その目的は、健康と安全が48%で、品質保障が17%、環境保護が13%、消費者保護が12%である。この点、健康と安全、品質保障が主な目的ともいえるが、同協定の対象製品は工業品だけでなく、農産品を含む全ての製品である⁷⁾。ただし、SPS措置はSPS協定において、政府機関が自らの生産、消費のために作成

表2 主要な非関税措置の現状

年度	TBT	SPS	AD	CVD	SG
2005	897	856	187	6	7
2006	1,032	1,156	35	1	3
2007	1,229	1,196	161	11	8
2008	1,523	1,264	211	16	10
2009	1,893	1,019	216	28	25
2010	1,869	1,408	176	10	20
2011	1,773	1,391	168	25	12
2012	2,196	1,219	210	23	24
2013	2,140	1,299	287	33	18
2014	2,240	1,634	236	45	23
2015	1,977	1,681	229	31	17
2016	2,332	1,392	298	34	11
2017	2,580	1,479	249	41	8
2018	3,065	1,632	205	55	19
2019	3,337	1,762	100	15	30

注) 技術的措置：TBT・SPS、貿易救済措置：AD、CVD、SG。

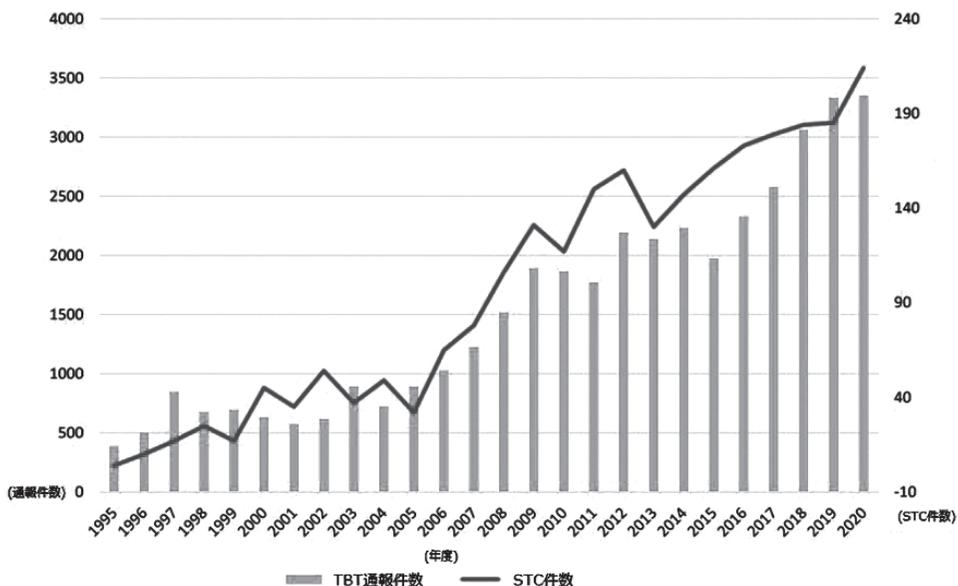
出所) WTO (Trade Policy Review Body, Annual Report 2019/Overview of Developments in the int'l trading environment (2019).

する調達仕様は政府調達協定において規律され、TBT協定の適用除外とされている⁸⁾。

TBTは、ブラジルなどの中南米・アフリカ地域などの新興国の通報が拡大しているが、新興国の割合は2005年65%から19年には84%に増加している⁹⁾。特に、ウガンダ、タンザニアなどのアフリカ最貧国の活用割合が2016年以降急増している¹⁰⁾。これらの国の通報内容は、主に食品基準、動物肥料、農薬、殺虫剤などの関連分野である。

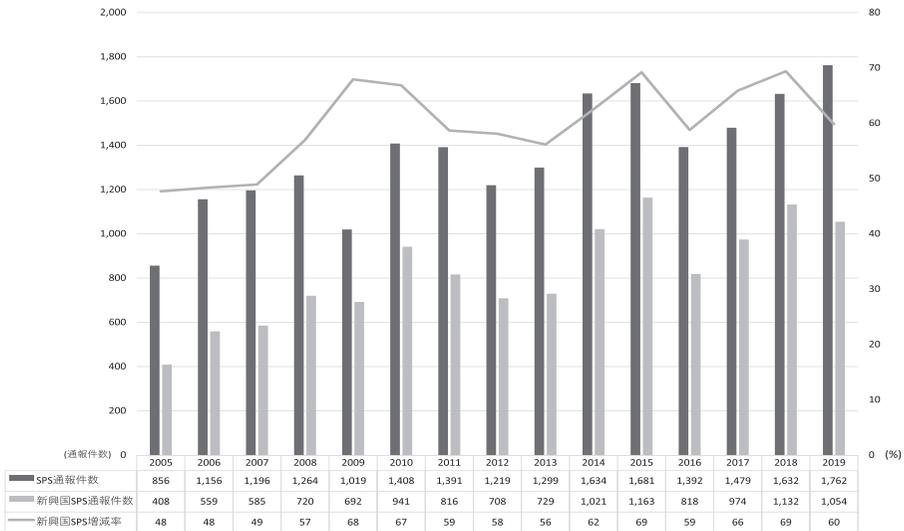
TBT委員会(TBT Committee)¹¹⁾においては、強制規格等による各国の保護主義的措置の議論「特定の貿易上の懸念(STC: Special Trade Concern, 以下、STC)」を中心に、TBT協定に関するガイドラインの作成や、各国の経験の共有等を行っている。STCは、WTO加盟国が事前にTBT通報を通じて通知されているか、実施中の相手国の技術規制措置について、毎年3回開催されるWTO・TBT委員会で、問題を提起及び、議論されている。相手国の当該措置(技術規制)が自国の輸出に悪影響を及ぼす可能性があると認識された場合、正式に提起することができる¹²⁾。各加盟国は、強制規格等による保護主義的措置是正の場として、STCを積極的に活用している。2008年のリーマン・ショック以降、新興国を中心に保護主義的措置を取るインセンティブが高まったことを踏まえ、STCの件数は大幅に増加している。

SPS協定¹³⁾は、食品や動植物の衛生植物検疫措置が国際貿易を意図的に制限する目的(偽装された貿易制限)で作用されないように、または可能な限り貿易障害が発生しないことに焦点を当てている¹⁴⁾。SPS協定の対象は、貿易に影響する全てのSPS措置で、衛生措置と植物検疫措置に大別される¹⁵⁾。SPS措置とは、有害動植物や病気から自国内の動植物の生命・健康を保護する、食物関連の病気から自国内の人や動物の生命あるいは、健康を保護する、または、有害動植物の侵入による自国内のそのほかの損害を防止する、のいずれかの措置¹⁶⁾と定義される。SPSの場合、2016年に1,392件に増加し、2019年には1,792件に急増している。その中でも、新興国の通報率は60%～70%を示しており2019年には中東・中南米の通報件数が多い¹⁷⁾。世界的に動植物伝染病防疫のための措置が多く、食品も主な対象になってい



出所) WTO TBT-IMS.

図1 TBT 通報件数及び STC 件数の推移



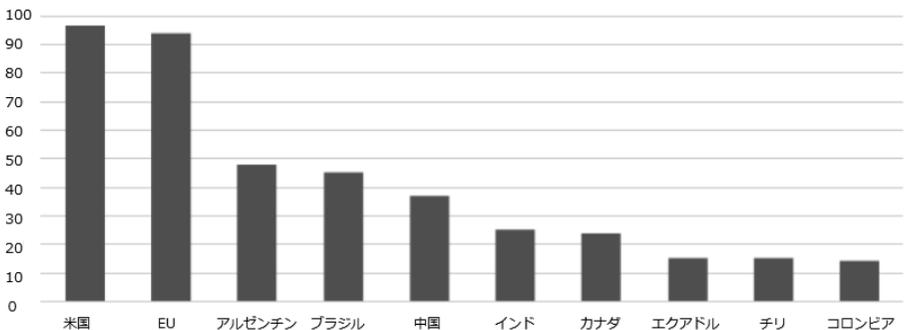
出所) WTO TBT-IMS.

図2 新興国 SPS の推移

る。最大の対象は植物で、生きている動物や加工食品も同じ水準を示している。この点、各国が狂牛病や鳥インフルエンザなど、世界的に流行する動植物伝染病の防疫措置を継続して維持・強化していることに起因する。

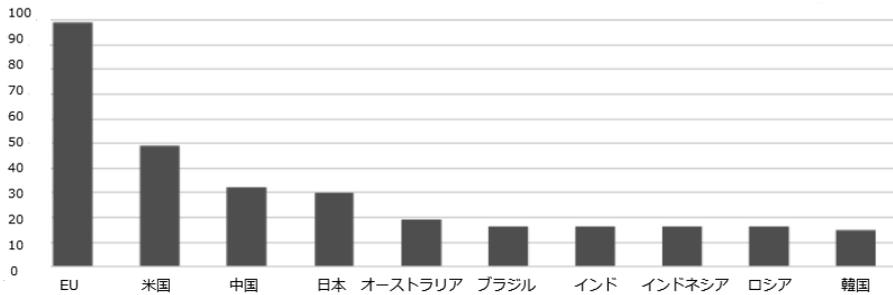
「特定の貿易上の関心事項 (STC: Special Trade Concern, 以下, STC)」では、輸出国が、ある輸入国の SPS 措置が自国からの輸出に悪影響を与えていると考える場合に、その輸出国が懸念を提起し、輸入国の見解を公式的に求めることができる。

SPS 委員会は、提起された STC を定期的に分析し、まとめているが、SPS 委員会が始まった 1995 年から 2019 年 12 月までに 469 件の STC が提起されている。STC を提起したまたは、提起された回数の上位 10 か国は図 3、図 4 の通りである。



出所) <https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/wto-sps/attach/pdf/stc-2.pdf>.

図3 STC を提起した国 (1995-2019)

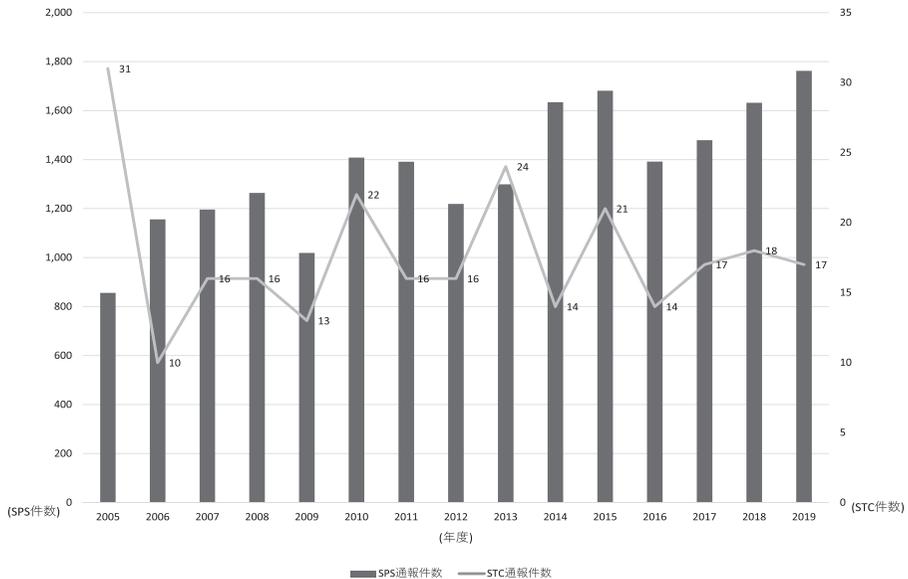


出所) <https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/wto-sps/attach/pdf/stc-2.pdf>.

図4 STCを提起された国（1995-2019）

2019年にSPS措置で新規提起されたSTCは総17件で、2016年から同じ水準を示しているが、目的別には食品安全及び、動物健康などの推移が持続している。

アンチダンピング（AD: Anti-Dumping, 以下、AD）措置は、輸出国の国内価格よりも低い価格による輸出（ダンピング輸出）が、輸入国の国内産業に被害を与えている場合に、その価格差を相殺する関税を賦課できる措置のことである。AD措置の場合、552件（2005年～2007年）から766件（2014年～2016年）に増加したが、554件（2017年～2019年）に減少している。米国、インド、中国は自国産業の保護として、AD調査の開始を主導している。世界金融危機以降、米国の場合、自国の製造業の保護・復興を支援するための調査開始を増加している。この点、2017年から2019年の間に調査件数はインドを抜いて第1位を示している¹⁸⁾。特に米中の通商紛争が本格化した時に、中国製品を狙ったAD調査開始が増加した。イン



出所) WTO I-TIP.

図5 SPS・STC 通報件数の推移

表3 AD 調査件数の順位

年度	2005～2007	2008～2010	2011～2013	2014～2016	2017～2019
1位	インド	インド	ブラジル	インド	米国
2位	EU	ブラジル	インド	米国	インド
3位	米国	アルゼンチン	米国	ブラジル	中国
4位	中国	EU	オーストラリア	オーストラリア	アルゼンチン
5位	ブラジル・トルコ	パキスタン	アルゼンチン	トルコ	オーストラリア

出所) WIO I-TIP.

ドは、自国製造業の育成政策の一環として、輸入規制を頻繁に利用してきたが、2017年からは減少している。中国の場合、「中国製造2025」戦略に代表される、自国産業高度化育成のため、AD調査を積極的に推進しており、第3位を示している(表3)。

補助金相殺関税(CVD: Countervailing Duty, 以下, CVD) 措置とは、政府補助金を受けて生産等がなされた貨物の輸出が、輸入国の国内産業に損害を与えている場合に、当該補助金の効果を相殺する目的で賦課される特別な関税措置をいう。グローバルサプライチェーンの進展に伴い貿易構造が複雑化する中で、大規模な産業補助金など市場歪曲的な措置への対抗策として、CVD措置の発動件数が世界的に増加している。調査件数は25件(2005年～2007年)から111件(2017年～2019年)に急増しているが、特に、新興国に対する米国、カナダ、EUなどの先進国の調査開始が多数を示している。2010年以降、新興国は、資源輸出依存度の低下に伴い、自国産業の育成のため、補助金を増やしている。それに伴い、米国などの先進国は、新興国を警戒し調査を拡大している。また、新興国のCVD措置の導入も徐々に増加している。

セーフガード(SG: Safeguard, 以下, SG) は、「予見されなかった展開」¹⁹⁾により、輸入量が増加し、国内産品に重大な損害を与えるか又は、その恐れがある場合に、損害を回避するための関税の賦課または、輸入数量制限を行うものである。SG措置の調査は、加盟国内の調査当局により実施されるが、多くの場合、影響を受けた国内生産者の要請に基づき調査を開始する。SGは、28件(2005年～2007年)から57件(2017年～2019年)に増加しているが、特にトルコ、インドなどの新興国の導入が増加している²⁰⁾。

V おわりに

国際貿易は投資と輸出を促進し、その結果、貿易を行う国の経済成長をもたらす役割を持つ。そのために、FTAなどの地域貿易協定が拡大し、締結国の輸出入の貿易障壁の縮小と自由な貿易環境が構築されている。地域貿易協定の裏面には当該国の自国産業と市場保護のための努力が存在するが、特にFTAなどの締結国は、関税を除く全ての規制を含む「非関税措置」で自国産業を保護しようとしている傾向が多くみられる。

2008年の世界金融危機以降、世界経済の低成長が続く中、保護貿易主義の拡大に対する懸念が高まっている。前述通り、FTA等の拡大により関税は持続的に下がっている。一方で、各国は保護主義的な政策手段として関税を利用せず、非関税措置を利用しはじめている。その結果、表面的には自由貿易体制が確保されているものの、実状としては保護主義的な国際貿易体制が広まりつつある。自国産業の保護と育成を名目として、先進国と開発途上国のいずれもが保護主義的な非関税措置の活用を増やしているのである²¹⁾。

関税政策に関する研究は多く見られる一方で、非関税措置に関する研究はまだ多くない。この理由として考えられるのは、非関税措置が基本的に国内規制に基づいたものであるため、非関税措置が貿易障

壁のために設けているのか、それとも自国の利益のために設けているのかを識別することが難しいことに起因する。また、これまでは非関税措置に関する一貫性があり、また信頼性が担保されたデータベースの構築が不十分であったことも一因であろう。しかし、近年においては、UNCTADが非関税措置の分類体系を確立しており、これを基に客観的でありながら国際的に比較可能な非関税措置データベースを構築している。

本稿では、WTO及び、UNCTADなどの国際機関の資料を用いて、非関税措置の正確な定義と分類体系を確立し、非関税措置の現況を検討した。2019年、非関税措置は5,200件以上に増加しており、特に、技術的措置であるTBT、SPSは持続的に増加していることが確認された。

AD措置の場合、2019年に減少しているが、米国、インド、中国は自国産業の保護として、AD調査の開始を主導している。CVDは、世界的に急増しているが、特に、新興国に対する米国、カナダ、EUなどの先進国の調査開始が多数を示している。なお、新興国のCVD措置の導入も徐々に増加している。SGも持続的に増加しているが、特にトルコ、インドなどの新興国での導入が増加していることが確認された。

FTAなどを通じて関税が低くなったとしても、過度で不合理な非関税障壁が持続する限り、自由な貿易活動が実現されるには大きな困難が伴う。そのため、輸出主導型経済構造を持っている国々は、より積極的に非関税障壁に対応していく必要がある。

しかし、非関税措置は、関税とは異なり、一国の一方的な努力によって改善されにくい性質を有する。これは非関税措置が、建前であったとしても、一国の特別な事情に基づいた定性的側面を持つため、国際機関にとっては確認が困難であり、是認せざるを得ない性質を持つからであると考えられる。

また、非関税措置は貿易障壁として機能すると同時に、非関税措置をとった国に利益を与える可能性が高い。従って、各国の非関税措置の比較を通じてより適正な政策を検証する必要がある。各国の定量的数値を比較する際には、各国の法令及び、制度的特性を考慮しながら、その解釈に慎重を期すべきである。これは、今後の大きな課題であろう。

注

- 1) WTO, FAO, IMF, ITC, OECD, UNCTAD.
- 2) アンチダンピング措置とは、輸出国の国内価格よりも低い価格による輸出（ダンピング輸出）が、輸入国の国内産業に被害を与えている場合に、その価格差を相殺する関税を賦課できる措置のことである (https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/trade-remedy/about/index.html)。
- 3) 井尻直彦 (2022) 『日本の貿易変動と非関税障壁』14-16 ページ。
UNITED NATIONS CONFERENCE ON TRADE AND DEVELOPMENT (2019), "INTERNATIONAL CLASSIFICATION OF NON-TARIFF MEASURES", MAY 2019 VERSION, pp.v-ix.
- 4) この平均値は、2019年のworldbank.org 調査データで確認できる136カ国の合計値「1057.74%」を国数で除算して算出（全世界の実行関税率（単純平均、全製品）データ (<https://www.worldbank.org/en/home>))。
- 5) 貿易救済措置（AD、CVD、SG）、技術的措置（TBT、SPS）。
- 6) TBT協定は、強制規格（technical regulation）、任意規格（standard）、適合性評価手続（conformity assessment）を三支柱とし、基準・認証制度が国際貿易に不必要な障害をもたらすことのないよう、国際的な規制調和や相互承認を促進するとともに、貿易自由化の利益と加盟国の利益を調整する様々な仕組みを設けている (https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/tsusho_boeki/fukosei_boeki/report_2019/pdf)。
- 7) TBT協定第13条。
- 8) TBT協定第14条、第15条。
- 9) 1995年から18年間の新規通報件数、上位5か国：米国(3,468)、ブラジル(1,727)、EU(1,576)、中国(1,378)、ウガンダ(1,345)。2019年新規通報件数、上位5か国：ウガンダ(442)、エクアドル(331)、米国(270)、ブラジル(200)、ケニア(194)。
- 10) 全体通報の中、最貧国の割合は、0%（2005年）→10%（2016年）、22%（2017年）→26%（2018年）→21%（2019年）に増加している。

Mar. 2023

非関税措置の影響に関する検討

- 11) WTOに設置される会議体の1つであり、TBT協定の実施、または目的の達成に関する事項を扱う(TBT協定第13条)。
- 12) STCの主な提起国は、EU、中国、米国など。
- 13) SPS協定はウルグアイ・ラウンド(Uruguay Round)で締結(1986～1994年)され、修正作業を経た後、1995年WTO協定に個別に設定されている。同協定は、国家間の恣意的または不当な差別、国際貿易の偽装された差別をしないために登場した。
- 14) 人及び動植物の生命または、健康の安全を保護するための国内措置をとる権利と自由貿易の間の適切なバランスを見つけることができるよう規律している(Gabrielle Marceau and Joel P. Trachtman, "A Map of the World Trade Organization Law of Domestic Regulation of Goods: The Technical Barriers to Trade Agreement, the Sanitary and Phytosanitary Measures Agreement, and the General Agreement on Tariffs and Trade", *Journal of World Trade*, 48 (2), 2014, pp.351-432)。
- 15) 衛生措置(Sanitary Measures)には、人の健康を保護する食品安全措置と畜産等に有害な疫病の国内への侵入を防ぐ動物衛生措置が含まれている。また、植物検疫措置(Phyto Sanitary Measures)とは、植物に有害な病害虫の国内への侵入を防ぐための植物防疫措置を指す。
- 16) 最終製品の規格、生産工程・生産方法、試験、検査、認定及び承認手続、検疫(動植物の輸送に関する要件またはこれらの輸送の際の生存に必要な物に関する要件を含む)、食品の安全に関する規則、及び即品の安全に関わる包装やラベル等による表示に関する要件など。
- 17) 2005年～2019年新規SPS通報件数上位5か国:米国(2,121件)、ブラジル(1,500件)、中国(1,069件)、カナダ(1,053件)、ペルー(769件)、2019年新規SPS通報件数上位5か国:ブラジル(134件)、日本(102件)、米国(96件)、カナダ・ペルー(58件)、ウガンダ(57件)、2019年地域別通報件数:アジア(28%)、中南米(28%)、北米(13%)、中東(12%)、アフリカ(11%)、EU(8%)。
- 18) 18件(2005年～2007年)→25件(2008年～2010年)→15件(2011年～2013年)→29件(2017年～2019年)。
- 19) unforeseen development.
- 20) <https://www.meti.go.jp/index.html>.
- 21) Evenett, S. and J. Fritz. 2017. "Will awe Trump rules?" *The 21st Global Trade Alert Report*. CERP Press.

参考文献

- Baldwin, R. (1970), "Non-Tariff Distortions in International Trade," Washington D.C.: Brookings Institution.
- Bao Xiaohua & Larry D. Qiu (2010), "Do Technical Barriers to Trade Promote or Restrict Trade? Evidence from China," *Asia-Pacific Journal of Accounting & Economics*, Vol.17, No.3, 2010, pp.253-278.
- Bao Xiaohua & Larry D. Qiu (2012), "How Do Technical Barriers to Trade Influence Trade?," *Review of International Economics*, Vol.20, No.4, 691-706.
- Bao Xiaohua (2014), "How Do Technical Barriers to Trade Affect China's Imports?," *Review of Development Economics*, Vol.18, No.2, pp.286-299.
- Cadot, O., A. Asprilla, J. Gourdon, C. Knebel, and R. Peters (2015a), "Deep Regional Integration and Non-Tariff Measures: A Methodology for Data Analysis," *UNCTAD Policy Issues in International Trade and Commodities Research Study Series* No.69.
- Cadot, O., E. Munadi, and L. Y. Ing. (2015b), "Streamlining Non-Tariff Measures in ASEAN: The Way Forward," *Asian Economic Papers*.
- Deardorff, A. V. and R. M. Stern (1997), "Measurement of Non-Tariff Barriers," OECD Economics Department Working Papers, No.179, OECD Publishing.
- Disdier, A. C., L. Fontagné, and M. Mimouni (2008), "The impact of regulations on agricultural trade: evidence from the SPS and TBT agreements," *American Journal of Agricultural Economics*, 90 (2).
- Ederington, J. (2001), "International coordination of trade and domestic policies," *The American Economic Review*, 91 (5).
- Ederington, J. and M. Ruta (2016), "Nontariff measures and the world trading system," *Handbook of Commercial Policy*, 1.
- Essaji A. (2008), "Technical regulations and specialization in international trade," *Journal of international Economics*, Vol.76, No.2, pp.166-176.
- Evelyn Shyamala Devadason & Santha Chenayah (2014), "Proliferation of Non-Tariff Measures in China: Their Relevance for ASEAN," *The Singapore Economic Review*, Vol.59, No.2, p.1-35.

- Evenett, S. and J. Fritz (2017), "Will awe Trump rules?," *The 21st Global Trade Alert Report*. CERP Press.
- Fontagné, Lionel, Gianluca Orefice, Roberta Piermartini, Nadia Rocha (2015), "Product standards and margins of trade: Firm-level evidence." *Journal of International Economic*, 97, pp.29-44.
- Koh, Eui-Hyeon (2020), "Countermeasures through Non-tariff Status Analysis," *The Journal of the Korea Contents Association*, Volume 20 Issue 4, pp.315-330.
- OECD (2001), *Non-Tariff Measures on Agricultural and Food Products*.
- Shepherd, B. (2007), "Product standards, harmonization, and trade: evidence from the extensive margin," Working Paper, Vol.4390, World Bank Publications.
- Staiger, R. W. and A. O. Sykes (2011), "International trade, national treatment, and domestic regulation," *The Journal of Legal Studies*, 40 (1).
- Staiger, R. W. (2012), *Non-tariff measures and the WTO*.
- UNCTAD (2015), International Classification of Non-Tariff Measures. UNCTAD, Geneva. UNCTAD (2018), Non-Tariff Measures: Economic Assessment and Policy Options for Development. UNCTAD, Geneva.
- UNITED NATIONS CONFERENCE ON TRADE AND DEVELOPMENT (2013), "CLASSIFICATION OF NON-TARIFF MEASURES," FEBRUARY 2012 VERSION.
- UNITED NATIONS CONFERENCE ON TRADE AND DEVELOPMENT (2019), "INTERNATIONAL CLASSIFICATION OF NON-TARIFF MEASURES," MAY 2019 VERSION. pp.v-ix.
- 井尻直彦 (2022) 『日本の貿易変動と非関税障壁』文眞堂。
- USTR : <http://www.ustr.gov/>
- WTO : https://www.wto.org/english/tratop_e/sps_e/sps_e.html
- 経済産業省 :
- https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/tsusho_boeki/fukosei_boeki/pdf/g70416a2-8j.pdf
- https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/trade-remedy/about/index.html
- https://www.wto.org/english/tratop_e/TBT_e/TBT_e.html
- https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/tsusho_boeki/fukosei_boeki/report_2019/pdf
- <https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/wto-sps/transparency.html>
- <https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/wto-sps/attach/pdf/index-17.pdf>
- <https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/wto-sps/attach/pdf/stc-2.pdf>
- 農林水産省 (関税割当関係情報) :
- https://www.maff.go.jp/j/kokusai/boueki/triff/t_kanwari/summary/index.html
- KOTRA (Korea Trade-Investment Promotion Agency) : Global Market Report 20-005
- KIEP (Korea Institute for International Economic Policy) : [//www.kiep.go.kr/](http://www.kiep.go.kr/)

(2022年11月18日掲載決定)